

# 特集

- 特集 1 近年の大規模自然災害を踏まえた消防防災体制の整備
- 特集 2 新型コロナウイルス感染症対策・熱中症への対応
- 特集 3 G7広島サミットにおける消防特別警戒等
- 特集 4 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 特集 5 消防防災分野におけるDXの推進
- 特集 6 近年の安全保障環境等を踏まえた国民保護施策の推進
- 特集 7 関東大震災100年



## 特集 1

近年の大規模自然災害を踏まえた  
消防防災体制の整備1 能登半島沖を震源とする地震に係る  
被害及び消防機関等の対応状況

## (1) 災害の概要

## ア 地震の概要

令和5年5月5日14時42分、能登半島沖を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、石川県珠洲市で震度6強を観測した。

また、同日21時58分、同じく能登半島沖を震源とするマグニチュード5.9の地震が発生し、同市で震度5強を観測した。

## イ 被害の状況

この地震により、石川県及び富山県において、死者1人、負傷者48人の人的被害が発生した。

また、全壊40棟、半壊311棟、一部破損3,046棟、計3,397棟の住家被害が発生した（令和5年11月15日現在）。



被害の状況

（奥能登広域圏事務組合消防本部提供）

## (2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

## ア 政府の主な動き

政府においては、地震発生後直ちに官邸対策室を設置した。同日15時07分には、関係省庁の局長等で構成される緊急参集チームによる協議が開始さ

れ、関係省庁間で被害状況等の情報が共有された。同日及び翌6日には関係省庁局長級会議が開催され、判明した被害状況、各省庁の対応状況等について関係省庁間の情報共有と今後の対応の確認を行った（特集1-1表）。

## 特集1-1表 政府の主な動き

日付	時刻	会議開催等
5月5日	14時43分	官邸対策室設置
5月5日	21時00分	関係省庁局長級会議（第1回）
5月6日	14時30分	関係省庁局長級会議（第2回）

## イ 消防庁の対応

消防庁においては、地震発生後直ちに消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部（第3次応急体制）を設置し、震度6強を観測した石川県に対して、迅速な初動対応及び被害報告を要請した。

## ウ 被災自治体の対応

5月5日14時42分の地震発生と同時に、石川県は災害対策本部を設置した。

## エ 消防機関の対応

## (ア) 消防本部

石川県珠洲市を管轄する奥能登広域圏事務組合消防本部が、発災直後から救急、危険排除等の119番通報に対応するとともに、同市内における複数の建物倒壊現場において、地元消防団と連携して救助活動等に当たったほか、石川県消防防災ヘリコプターが被災地域の情報収集活動に当たった。





救出活動の様子

(奥能登広域圏事務組合消防本部提供)

#### (イ) 消防団

石川県珠洲市をはじめ、甚大な被害に見舞われた能登地方において、消防団は、地震発生直後から避難の呼び掛け、危険箇所の巡視・警戒及び被害情報の収集等を実施した。

また、地震発生の翌週以降も、がれきの撤去や災害廃棄物の運搬作業等の復旧作業を実施した。



消防団の活動の様子

(石川県珠洲市提供)

## 2 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る被害及び消防機関等の対応状況

### (1) 災害の概要

#### ア 気象の状況

令和5年6月1日から3日午前中にかけて、梅雨前線が本州付近に停滞した。前線に向かって台風第2号周辺の非常に暖かく湿った空気が流れ込んだた

め、2日には前線の活動が活発になった。西日本から東日本の太平洋側を中心に大雨となり、高知県、和歌山県、奈良県、三重県、愛知県及び静岡県では線状降水帯が発生した。1時間に80ミリ以上の猛烈な雨が降り、1時間降水量が観測史上1位の値を更新した地点があった。

また、降り始めからの雨量は東海地方で500ミリを超えたほか、四国地方、近畿地方及び関東地方でも400ミリを超え、平年の6月の月降水量の2倍を超えた地点があった。

#### イ 被害の状況

この記録的な大雨により、西日本から東日本の広い範囲で河川氾濫、浸水、崖崩れ等の被害が発生した。静岡県浜松市においては、崖崩れに住家が巻き込まれるなど、東海地方を中心に、死者6人、行方不明者2人、負傷者49人の人的被害が発生した。

また、住家被害については、埼玉県で4,054棟、和歌山県で3,147棟など、計1万276棟となっている(令和5年11月15日現在)。



被害の状況

(和歌山県提供)

### (2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

#### ア 政府の主な動き

政府においては、6月1日15時30分に情報連絡室を設置するとともに、関係省庁災害警戒会議を開催し、自治体や国民に対し大雨への警戒を呼び掛けた。

その後、6月2日には関係省庁災害対策会議を開催し、既に判明した被害及び対応状況について関係省庁間の情報共有と今後の対応の確認を行うとともに、改めて自治体や国民に対し大雨への警戒を呼び



掛けた。

## イ 消防庁の対応

消防庁においては、6月1日15時30分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室（第1次応急体制）を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、都道府県及び指定都市に対し「梅雨前線による大雨及び台風第2号についての警戒情報」を同日発出し、災害対応に万全を期するよう呼び掛けた。その後、前線が日本付近に停滞し、広範囲に被害が発生することが予想されたため、翌2日にも警戒情報を発出し、大雨に対する更なる警戒を呼び掛けた。

## ウ 被災自治体の対応

この大雨により、茨城県、埼玉県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の6県が災害対策本部を設置した。

また、被災市町村においては、住民に対し、大雨による家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、順次避難指示等を発令し、早期の避難を呼び掛けた。

## エ 消防機関の活動

### （ア）消防本部

浸水等の被害を受けた地域を管轄する消防本部では多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急等の活動に当たった。

### （イ）消防団

埼玉県、愛知県及び和歌山県内の市町村をはじめ、甚大な被害に見舞われた多くの市町村において、消防団は、危険箇所の巡視・警戒、早期避難の呼び掛け及び住民の避難誘導等を行ったほか、消防車両等による排水作業を実施した。



消防団による排水作業の様子  
(埼玉県吉川市提供)

## 3

### 令和5年6月29日からの大雨等に係る被害及び消防機関等の対応状況

#### （1）災害の概要

##### ア 気象の状況

令和5年6月28日から7月6日にかけて、活発な梅雨前線や上空の寒気の影響で、沖縄地方を除いて全国的に大雨となった。7月1日から3日にかけては山口県、熊本県及び鹿児島県(奄美地方)で線状降水帯が発生し、6月28日から7月6日までの総降水量は、九州では700ミリを超え、九州北部地方を中心に平年の7月の月降水量を超えた地点があった。

また、7月7日から10日にかけては、梅雨前線が西日本から東北地方付近に停滞し、活動が活発となり、九州北部地方及び中国地方を中心に大雨となった。8日に島根県、10日に福岡県、佐賀県及び大分県で線状降水帯が発生した。気象庁は、10日朝に福岡県及び大分県を対象に大雨特別警報を発表し、災害による命の危険が迫っているとして直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼び掛けた。

さらに、7月11日から13日にかけて、本州付近に梅雨前線が停滞するとともに、北海道付近を低気圧が通過し、12日夜遅くには、石川県及び富山県で線状降水帯が発生するなど、北陸地方及び北海道地方を中心に大雨となった。

##### イ 被害の状況

この記録的な大雨により、西日本から東日本の広い範囲で河川氾濫、浸水、崖崩れ等の被害が発生し

## 特集1 近年の大規模自然災害を踏まえた消防防災体制の整備

た。特に、福岡県久留米市や佐賀県唐津市で複数の住家を巻き込む崖崩れが発生するなど、九州地方を中心に、死者13人、行方不明者1人、負傷者16人の人的被害が発生した。

また、住家被害については、山口県で1,189棟、

福岡県で4,202棟など、計8,020棟となっている（令和5年11月15日現在）。

なお、令和5年6月29日からの大雨等による各地の被害状況は、特集1-2表のとおりである。

特集1-2表 被害状況（人的・住家被害）（令和5年11月15日現在）

都道府県	人的被害						住家被害						
	死者	うち 災害関連死者	行方 不明者	負傷者			合計	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	合計
				重傷	軽傷	小計							
人	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
福島県										4	13		17
茨城県												53	53
栃木県												248	248
群馬県					1	1	1					2	2
埼玉県												2	2
千葉県					1	1	1					36	36
新潟県											1		1
富山県	1						1		19	71	732		822
石川県								7	119	51	225		402
福井県								1		16	132	1	150
長野県											3		3
岐阜県										1	2		3
静岡県					2	2	2					5	5
京都府												2	2
鳥取県										13	45		58
島根県	1						1		1	9	76	6	92
広島県											6	1	7
山口県	1		1	1		1	3	3	228	202	697	59	1,189
愛媛県								3	39		129	3	174
福岡県	5			2	6	8	13	31	919	456	2,649	147	4,202
佐賀県	3						3	4	6	18	82	34	144
長崎県									1				1
熊本県								2	4	27	84	27	144
大分県	2			1	1	2	4	13	21	60	163	3	260
鹿児島県				1		1	1			1		2	3
合計	13		1	5	11	16	30	64	1,357	929	5,039	631	8,020



被害の状況 1

(久留米広域消防本部提供)



被害の状況 2

(久留米広域消防本部提供)

## (2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

### ア 政府の主な動き

政府においては、6月29日15時00分に情報連絡室を設置するとともに、関係省庁災害警戒会議を開催し、自治体や国民に対し大雨への警戒を呼び掛けた。

その後、7月10日6時40分に福岡県(朝倉市及び東峰村)に大雨特別警報が発表されたことを踏まえ、同時刻に官邸連絡室に改組した(特集1-3表)。

### 特集1-3表 政府の主な動き

日付	時刻	会議開催等
6月29日	15時00分	情報連絡室設置
6月29日	15時00分	関係省庁災害警戒会議
7月3日	15時30分	関係省庁災害対策会議(第1回)
7月4日	11時15分	関係省庁災害対策会議(第2回)
7月6日	15時15分	関係省庁災害対策会議(第3回)
7月10日	6時40分	官邸連絡室改組
7月10日	15時15分	関係省庁災害対策会議(第4回)
7月14日	15時45分	関係省庁災害対策会議(第5回)

### イ 消防庁の対応

消防庁においては、6月29日15時00分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室(第1次応急体制)を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、都道府県及び指定都市に対し「梅雨前線による大雨についての警戒情報」を同日発出し、災害対応に万全を期するよう呼び掛けた。その後、梅雨前線が日本付近に停滞し、広範囲に被害が発生することが予想されたため、7月3日、4日及び6日にも警戒情報を発出し、大雨に対する更なる警戒を呼び掛けた。

さらに、7月10日6時40分に福岡県(朝倉市及び東峰村)に大雨特別警報が発表されたことを踏まえ、国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部(第2次応急体制)に改組し応急体制の強化を行うとともに、大雨特別警報が発表された福岡県及び大分県に対し迅速な初動対応及び被害報告を要請した。

また、7月10日及び14日にも都道府県及び指定都市に対し警戒情報を発出し、最新の気象情報を提供するとともに、更なる警戒を呼び掛けた(特集1-4表)。

### 特集1-4表 消防庁の対応

日付	時刻	本部設置等
6月29日	15時00分	応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)
6月29日	15時45分	都道府県及び指定都市に対し「梅雨前線による大雨についての警戒情報」発出
7月3日	16時23分	都道府県及び指定都市に対し「梅雨前線による大雨についての警戒情報」発出
7月4日	12時01分	都道府県及び指定都市に対し「梅雨前線による大雨についての警戒情報」発出
7月6日	15時59分	都道府県及び指定都市に対し「梅雨前線による大雨についての警戒情報」発出
7月10日	6時40分	国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部に改組(第2次応急体制)
7月10日	6時43分	大雨特別警報が発表された福岡県に対し迅速な初動対応及び被害報告を要請
7月10日	8時15分	大雨特別警報が発表された大分県に対し迅速な初動対応及び被害報告を要請
7月10日	15時59分	都道府県及び指定都市に対し「梅雨前線による大雨についての警戒情報」を発出
7月14日	17時08分	都道府県及び指定都市に対し「梅雨前線による大雨についての警戒情報」を発出



## ウ 被災自治体の対応

この大雨により、富山県、岐阜県、三重県、広島県、山口県、福岡県及び大分県の7県が災害対策本部を設置し、大規模な土砂災害が発生した福岡県及び佐賀県は、自衛隊に対し災害派遣要請を行った。

また、被災市町村では、住民に対し、大雨による家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、順次避難指示等を発令し、早期の避難を呼び掛けた。

## エ 消防機関の活動

### (ア) 消防本部

被害を受けた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急等の活動に当たったほか、被害状況を把握するため、佐賀県等の消防防災ヘリコプターが情報収集活動等に当たった。

また、大規模な土砂災害が発生した福岡県久留米市、佐賀県唐津市及び大分県由布市では、地元消防本部が消防団や県内消防本部からの応援隊と協力し、救助活動、行方不明者の捜索活動等に当たった。



消防団による救助活動の様子  
(福岡県うきは市提供)

## 4 令和5年7月15日からの大雨に係る被害及び消防機関等の対応状況

### (1) 災害の概要

#### ア 気象の状況

令和5年7月14日から16日にかけて、東北地方に梅雨前線が停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、前線の活動が活発となり、東北地方の北部を中心に大雨となった。秋田県の複数の地点で、24時間降水量が観測史上1位の値を更新したほか、秋田県や青森県では平年の7月の月降水量を大きく上回る記録的な大雨となった地点があった。

また、7月18日から19日にかけても前線の活動が活発となり、岩手県や秋田県で日降水量が100ミリを超える大雨となった地点があった。

#### イ 被害の状況

この記録的な大雨により、東北地方を中心に河川氾濫、浸水、崖崩れ等が発生し、秋田県で死者1人、負傷者5人の人的被害が発生した。

また、秋田県秋田市においては市街地が広範囲にわたって浸水するなど、住家被害については、計6,966棟となっている(令和5年11月15日現在)。



救出活動の様子  
(久留米広域消防本部提供)

### (イ) 消防団

富山県、山口県及び九州北部地方の市町村をはじめ、甚大な被害に見舞われた多くの市町村において、消防団は、危険箇所の巡視・警戒、早期避難の呼び掛け、住民の避難誘導及びボートによる救助活動等を行ったほか、土砂撤去等の災害復旧活動を実施した。



被害の状況  
(五城目町消防本部提供)

## (2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

### ア 政府の主な動き

政府においては、7月13日15時45分に情報連絡室を設置するとともに、関係省庁災害警戒会議を開催し、各省庁の初動体制を確認するとともに、自治体や国民に対し大雨への警戒を呼び掛けた。

その後、7月18日には関係省庁災害対策会議を開催し、既に判明した被害及び対応状況について関係省庁間の情報共有と今後の対応の確認を行うとともに、改めて自治体や国民に対し大雨への警戒を呼び掛けた。

### イ 消防庁の対応

消防庁においては、7月13日15時45分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室（第1次応急体制）を設置し情報収集体制の強化を図るとともに、同日16時03分に、都道府県及び指定都市に対し「梅雨前線による大雨についての警戒情報」を発出し、自治体に対して災害対応に万全を期するよう呼び掛けた。

また、7月14日及び18日にも警戒情報を発出し、最新の気象情報を提供するとともに、大雨に対する更なる警戒を呼び掛けた。

### ウ 被災自治体の対応

この大雨により、青森県及び秋田県の2県が災害対策本部を設置し、大規模な浸水被害が発生した秋田県は、自衛隊に対し災害派遣要請を行った。

また、被災市町村では、住民に対し、大雨による家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、順次避難指示等を発令し、早期の避難を呼び掛けた。

## エ 消防機関の活動

### (ア) 消防本部

被害を受けた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急等の活動に当たった。

また、大規模な浸水被害が発生した秋田県五城目町では、地元消防本部が消防団や県内の消防本部の応援隊と協力して救助活動に当たった。

### (イ) 消防団

甚大な被害に見舞われた秋田県内の多くの市町村において、消防団は、危険箇所の巡視・警戒、避難誘導、消防本部の救助活動の支援及び小型ポンプによる排水活動等を行ったほか、家財の搬出や路上の土砂撤去等の災害復旧活動を実施した。

## 5

## 令和5年台風第7号に係る被害及び消防機関等の対応状況

### (1) 災害の概要

#### ア 気象の状況

令和5年8月15日は台風第7号の進路に近い西日本の地域を中心に大雨となり、鳥取県、岡山県、香川県及び岩手県では平年の8月の月降水量の2倍を超える大雨となった。気象庁は同日16時40分に鳥取県鳥取市に大雨特別警報を発表した。

また、8月11日には東京都（小笠原諸島）で、14日から15日にかけては近畿地方や東海地方で、最大瞬間風速が30メートルを超える風が吹いた地点があった。

#### イ 被害の状況

この記録的な大雨により、東海地方から中国地方までの広い範囲で河川氾濫、浸水、崖崩れ等が発生し、負傷者70人の人的被害が発生した。

また、住家被害については、京都府で405棟、兵庫県で157棟など、計929棟となっている（令和5年11月15日現在）。

### (2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

#### ア 政府の主な動き

政府においては、8月10日15時00分に情報連絡室を設置するとともに、関係省庁災害警戒会議を開催し、各省庁の初動体制を確認し、自治体や国民に対し大雨への警戒を呼び掛けた。



その後、8月14日には関係省庁災害警戒会議を開催し、既に判明した被害及び対応状況について関係省庁間の情報共有と今後の対応の確認を行うとともに、改めて自治体や国民に対し大雨への警戒を呼び掛けた。

8月15日16時40分に鳥取県鳥取市に大雨特別警報が発表されたことを踏まえ、同時刻に官邸連絡室に改組した。

## イ 消防庁の対応

消防庁においては、8月10日15時00分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室（第1次応急体制）を設置し情報収集体制の強化を図るとともに、同日15時25分に都道府県及び指定都市に対し「令和5年台風第7号についての警戒情報」を発出し、自治体に対して災害対応に万全を期するよう呼び掛けた。

また、8月14日にも警戒情報を発出し、最新の気象情報を提供するとともに、大雨に対する更なる警戒を呼び掛けた。

さらに、8月15日16時40分に鳥取県鳥取市に大雨特別警報が発表されたことを踏まえ、国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部（第2次応急体制）に改組し応急体制の強化を行うとともに、大雨特別警報が発表された鳥取県に対し迅速な初動対応及び被害報告を要請した。

## ウ 被災自治体の対応

この大雨により、岐阜県、愛知県、三重県、鳥取県及び岡山県の5県が災害対策本部を設置した。

また、被災市町村では、住民に対し、大雨による家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、順次避難指示等を発令し、早期の避難を呼び掛けた。

## エ 消防機関の活動

### （ア）消防本部

被害を受けた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急等の活動に当たった。

また、鳥取県等の消防防災ヘリコプターが情報収集活動等に当たった。



救助活動の様子  
（綾部市消防本部提供）

### （イ）消防団

京都府及び鳥取県内の市町村をはじめ、甚大な被害に見舞われた多くの市町村において、消防団は、危険箇所の巡視・警戒、住民の避難誘導及び消防車両等による排水作業等を行ったほか、土砂撤去等の災害復旧活動を実施した。

## 6 令和5年台風第13号に係る被害及び消防機関等の対応状況

### （1）災害の概要

#### ア 気象の状況

令和5年9月8日から9日にかけて、台風第13号の中心から離れた関東地方及び東北地方の太平洋側を中心に大雨となった。東京都（伊豆諸島）、千葉県、茨城県及び福島県では、8日に線状降水帯が発生し、1時間に80ミリ以上の猛烈な雨が降った地点があった。これらの地域では、観測史上1位の1時間降水量を観測した地点があったほか、7日から9日にかけての総降水量が、400ミリを超えた地点や平年の9月の月降水量を超えた地点があった。



## イ 被害の状況

この記録的な大雨により、東北地方及び関東地方を中心に河川氾濫、浸水、崖崩れ等が発生し、死者3人、負傷者18人の人的被害が発生した。

また、住家被害については、福島県で1,806棟、茨城県で1,618棟、千葉県で2,669棟など、計6,096棟となっている（令和5年11月15日現在）。

## （2）政府の主な動き及び消防機関等の活動

### ア 政府の主な動き

政府においては、9月7日15時00分に情報連絡室を設置するとともに、関係省庁災害警戒会議を開催し、各省庁の初動体制を確認し、自治体や国民に対し大雨への警戒を呼び掛けた。

### イ 消防庁の対応

消防庁においては、9月7日15時00分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室（第1次応急体制）を設置し情報収集体制の強化を図るとともに、同日15時39分に、都道府県及び指定都市に対し「令和5年台風第13号についての警戒情報」を発出し、自治体に対して災害対応に万全を期するよう呼び掛けた。

また、この大雨により、茨城県日立市では、浸水想定区域外にある市役所本庁舎が浸水し、非常用電源が稼働しない事案が発生した。

この事案を受けて、消防庁では、自治体に対し、災害対策本部設置庁舎が浸水想定区域外であっても、非常用電源について浸水対策等の要否を確認し、必要に応じ対応いただくことを周知する通知を発出した。

### ウ 被災自治体の対応

この大雨により、福島県、茨城県及び千葉県の3県が災害対策本部を設置し、土砂災害が発生した茨城県は、自衛隊に対し災害派遣要請を行った。

また、被災市町村では、住民に対し、大雨による家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、順次避難指示等を発令し、早期の避難を呼び掛けた。

なお、茨城県日立市では、市役所本庁舎の地下にある電源設備が浸水して停電したため、災害対策本部を消防庁舎に移して対応した。

## エ 消防機関の活動

### （ア）消防本部

被害を受けた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急等の活動に当たった。

また、福島県等の消防防災ヘリコプターが情報収集活動に当たったほか、茨城県消防防災ヘリコプターにあつては、日立市内の孤立地域への物資輸送も行った。



救助活動の様子  
（福島県提供）

### （イ）消防団

福島県及び千葉県内の市町村をはじめ、甚大な被害に見舞われた多くの市町村において、消防団は、危険箇所の巡視・警戒、早期避難の呼び掛け、住民の避難誘導及び消防車両等による排水作業等を行ったほか、災害廃棄物運搬等の災害復旧活動を長期間にわたり実施した。



消防団による排水作業の様子  
(千葉県九十九里町提供)

7

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」における消防庁の取組

(1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の概要

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化し、南海トラフ地震などの大規模地震の発生も切迫している。また、老朽化するインフラの維持管理・更新に適切に対応しなければ、行政・社会経済システムが機能不全に陥る懸念がある。

このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するためには、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。

政府は、平成26年6月3日に策定し、平成30年12月14日に変更を閣議決定した「国土強靱化基本計画」を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)等に基づき、防災・減災、国土強靱化の取組を推進してきた。

加えて、令和2年12月11日、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下、本特

集において「5か年加速化対策」という。)を閣議決定し、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」等の分野の取組について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずることとした。

消防庁では、5か年加速化対策に8つの施策を位置付けており、以下、各々の施策の概要について説明する。

なお、令和5年7月28日には「国土強靱化基本計画」の更なる変更が閣議決定されたところであり、消防庁としても、幅広い住民の入団促進等による消防団の充実強化や、DXの推進による緊急消防援助隊の指揮支援体制の強化等に取り組むこととしている。

(2) 5か年加速化対策における消防庁の施策

A 大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策

近年の激甚化する土砂・風水害や切迫する南海トラフ地震など、大規模災害に備え、より迅速な消火・救助体制の整備、情報収集・共有機能の充実、後方支援体制の強化等を行い、効果的・効率的な活動ができるよう、緊急消防援助隊の車両・資機材の適切な整備を行う。

本施策の目標としては、令和7年度までに、情報収集活動用ドローン37台、映像伝送装置54台、拠点機能形成車10台、さらに特別高度工作車12台を整備するとともに、緊急消防援助隊動態情報システムの機能向上を行い、各都道府県や各ブロック単位での整備を進めていくこととしている。

令和4年度までに、緊急消防援助隊動態情報システムの更新を行い、機能向上を図ったほか、情報収集活動用ドローン37台、映像伝送装置31台、拠点機能形成車1台の整備を行った。

令和5年度においても、特別高度工作車12台(令和4年度に更新予定としていた6台を含む。)の更新を行うほか、拠点機能形成車7台(令和4年度に整備予定としていた5台を含む。)の整備を行う。





情報収集活動用ドローンの活用



拠点機能形成車

### イ NBC 災害等緊急消防援助隊充実強化対策

NBC 災害等への対応体制の充実強化を図るため、車両・資機材の老朽化を踏まえ、適切な整備を行う。

本施策の目標としては、令和7年度までに、全国に配備しているNBC災害即応部隊（54部隊）の資機材（化学剤検知器や大型除染システム等）を最新の知見に基づき整備することとしている。

また、全国の緊急消防援助隊に配備している放射線防護資機材（放射線防護全面マスクや放射線量率計等）についても、更新することとしている。

令和4年度までに、化学剤検知器や大型除染システム等のNBC災害対応資機材を24部隊に整備するなどの対応を実施した。

令和5年度においても、28部隊への整備などを行う。



化学剤同定装置（固体・液体） 大型除染システム

NBC 災害対応資機材（一部）

### ウ 大規模災害等航空消防防災体制充実強化対策

大規模災害等発生時の被害状況の早期把握、救助・救急活動、被災地への迅速な消防庁職員派遣等のため、消防防災ヘリコプターの航空機・資機材等の整備を行う。

本施策の目標としては、令和7年度までに、緊急消防援助隊の航空小隊（5か年加速化対策開始前の令和2年12月1日時点で74隊）を80隊程度まで整備し、航空消防防災体制の充実強化を図ることとしている。

令和4年度までに、新たな航空小隊が3隊配備され、緊急消防援助隊の航空小隊は77隊となった。

令和5年度以降においても、緊急消防援助隊の航空小隊の整備促進を図る。

また、あわせて消防防災ヘリコプターによる広域的な運航体制の更なる連携強化を図っていく。



消防庁ヘリコプター

### エ 地域防災力の中核を担う消防団に関する対策

近年、災害が激甚化・頻発化する中で、地域防災力の中核として、消防団の果たす役割がますます大きくなっていることを踏まえ、消防団の災害対応能力を向上させるため、市町村に対し、救助用資機材等を搭載した多機能消防車両を無償で貸し付け、訓練等を支援している。

また、救助用資機材等の整備を促進するための国



庫補助事業を実施しており、令和5年度から新たに、補助対象資機材に水中ドローン及び高視認性防寒衣を追加し、更なる災害対応能力の向上を支援している。

本施策の目標としては、特に風水害に対応した十分な車両・資機材を備え救助活動等を行える消防団の割合を令和7年度までに100%とすることとしている。



救助用資機材搭載型小型動力ポンプ積載車



救助用資機材等のイメージ

### オ 自治体庁舎等における非常用通信手段の確保対策

消防庁は、令和4年8月3日からの大雨において、山形県飯豊町における固定電話回線が断絶したため、地域衛星通信ネットワークを利用して災害情報の把握を行った。

このように、災害発生時に地上通信網が途絶した際に、都道府県や市町村等が外部と連絡を取ること

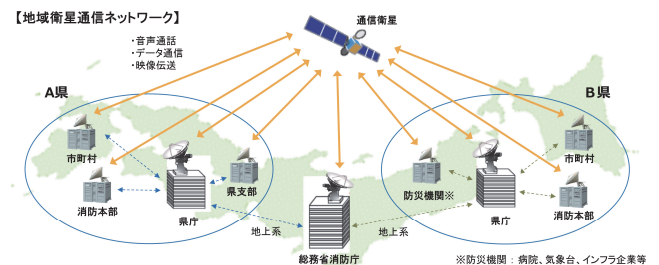
ができるよう都道府県・市町村等に対して衛星通信を用いた非常用通信手段の確保を働き掛けるとともに、技術情報の提供を通じて整備を促進する。

本施策の目標としては、令和7年度までに地域衛星通信ネットワークの第3世代システムをはじめとした衛星通信機器を全市町村・消防本部に導入することとしている（特集1-1図）。

令和4年度までに、40道府県が地域衛星通信ネットワークに係る衛星通信機器を全市町村へ導入又は導入に向けた具体的な取組に着手した。

令和5年度においても、引き続き、各都道府県に対し衛星通信システムの整備状況及び予定に関する調査を実施し、調査結果を踏まえ7都県へ働き掛けを行う。

### 特集1-1図 衛星通信を用いた非常用通信手段のイメージ



### カ 住民等への情報伝達手段の多重化対策

住民に対し災害情報を確実に伝達すべく、その伝達手段の多重化を推進するため、アドバイザー派遣や技術的知見の整理、各種会議での周知等により、市町村に対して防災行政無線等の整備や戸別受信機の導入などを促進する。

本施策の目標としては、令和7年度までに、全ての市町村において防災行政無線等の災害情報伝達手段を整備することとしている。

令和4年度までに、全市町村のうち96.2%の団体が防災行政無線等が整備済となっている。

令和5年度においても、引き続き市町村に対して技術的提案や助言を行うアドバイザー派遣事業を実施するとともに、「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」（令和5年3月消防庁）に掲載されている災害情報伝達手段の奏功事例を最新の事例に更新する。

### キ 消防指令システムの高度化等に係る対策

各消防本部等で整備されている消防指令システム

について、近年の情報通信技術（ICT）環境の変化や、令和6年度から令和8年度にかけてシステムが更新のピークを迎えることを踏まえ、通報手段の多様化や外部システム及びサービスとの円滑な連携の実現等、高度化に向けて検討し、同システムの標準化を図る。

本施策の目標としては、各消防本部における外部システムと連携するための標準インターフェイス（データの出入口）の導入を推進するため、令和5年度末までに消防庁において標準インターフェイスやデータの要件を盛り込んだ標準仕様書を策定することとしている。

目標年度である令和5年度は、引き続き標準仕様の検討を行うとともに、消防本部での消防指令システムの実運用を想定した実証実験等を実施し、高度化に向けた検討を進めている。

### ク 被害状況等の把握及び共有のための対策

発災時に迅速・的確な災害応急対策を講じるため、死者数等の人的被害、全壊棟数等の住家被害及び避難指示の発令状況等（12項目の被害情報）を地方公共団体等と効率的に共有するためのシステムを整備する（特集1-2図）。

本施策の目標として、令和5年度までに全都道府県について、12項目の被害情報全てを自動収集するためのシステムを整備し、その整備後は、安定的な運用に努めることとしている。

令和4年度は、令和5年度の稼働に向けて、本システムの整備及び関連システムの改修を実施した。

令和5年度は、4月に本システムの稼働を開始し、全都道府県との間で被害情報を自動収集できる体制を構築した。引き続き、本システムの安定的な運用に努めるとともに、訓練や実災害時に生じた運用上の課題を踏まえ、被害状況等の把握及び共有が迅速にできるよう、必要に応じて改善に取り組むことを予定している。また、内閣府（防災担当）が整備する予定の「次期総合防災情報システム」との情報連携に向けて、技術要件等を調整している（特集1-3図）。

特集1-2図 消防庁が収集する被害情報

人的被害	死者	
	行方不明者	
	負傷者	重傷 軽傷
住家被害	全壊	
	半壊	
	一部破損	
	床上浸水 床下浸水	
避難指示等	対象世帯数	
	対象人数	
災害対策本部等の設置状況		

特集1-3図 消防庁被害情報収集・共有システム

